

東 温 市 建 設 工 事 入 札 者 心 得

(指名競争入札・電子入札用)

東温市の発注する建設工事の入札参加者は、東温市財務規則（平成16年東温市規則第36号。以下「財務規則」という。）のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

記

- 1 入札は、東温市建設工事等電子入札運用基準（平成28年東温市訓令第27号）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同運用基準に基づき契約担当者の承諾を得たときに限り、紙入札方式によることができる。
- 2 入札書は、電子入札システムの入力画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札書は、1件ごとに1通を作成し、封かんの上、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。その場合、書類の文字及び印影は明瞭であって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。
- 3 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 4 代理人名義のＩＣカードによる入札は認めないものとする。ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札代理人は、入札書と併せてその代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、開札前に入札執行者の確認を受けること。

また、やむを得ず紙入札方式による場合の入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入 札 者	住	所
(用紙A4)	商号又は名称	
	代 表 者 氏 名	
代 理 人	氏	名
		印

- 5 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成の上、入札書提出締切日時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札辞退届（別記様式）を、入札書提出締切日時までに持参又は郵送により契約担当者に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 6 入札参加者は建設業法（昭和24年法律第100号）を熟知の上、当該工事現場に技術者を配置できない場合は、入札を辞退しなければならない。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 財務規則又は入札に関する条例に違反した入札
 - (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (3) 代理権限のない者のした入札
 - (4) 信憑性が高いと判断される談合情報入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札
 - (5) 明らかに連合によるものと認められる入札

- (6) 入札参加者の開札までの間におけるＩＣカードの失効等により開札できない入札
 - (7) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額を訂正した入札
 - (8) やむを得ず紙入札による場合で、誤字脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- 8 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
- 9 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命じるものとする。
- 10 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことが出来る。やむを得ず紙入札方式による場合は、開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いの上行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。
- 11 一旦提出した入札書の返還、引替え、変更又は取消しはできないものとする。
- 12 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者（総合評価方式にあつては最高の評価値の者）を落札者とする。ただし、設計金額２００万円を超えて５，０００万円未満の案件（総合評価方式を除く。）は最低制限価格制度の対象となるので、落札者となるべき者の入札価格が財務規則第126条の基準（最低制限価格）を下回る場合は失格とし、予定価格以下で入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、設計金額５，０００万円以上及び総合評価方式の案件は低入札価格調査制度の対象となるので、財務規則第125条第1項の基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格以下で入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価方式にあつては最高の評価値の者）を落札者とする。
- 13 前項ただし書き以降の場合において、予定価格以下の価格をもって入札した他の者がいないときは、再度の入札を行うものとし、この場合において、同ただし書き以降の規定により落札者とされなかった者は再度の入札に参加させないものとする。
- 14 調査基準価格を下回る入札を行った場合は、別に定める「工事費内訳書の検討に係る判断基準」に照らし、基準を１つでも満足しない場合は失格として扱う。
- 15 工事の請負契約に係る入札において、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。
- 16 入札回数は、１回とする。また、予定価格の事前公表を行うので、予定価格を超える金額の入札は、無効とする。なお、入札状況からみて不調になると認められるときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。
- 17 入札参加者は、設計金額にかかわらず、入札時に工事費内訳書を提出するものとし、入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した場合の入札は無効とする。
- また、工事費内訳書においては、直接工事費に材料費及び労務費、現場管理費に法定福利費の事業主負担額及び建設業退職金共済契約の掛金、工事価格に安全衛生経費を記入しなければならない。
- 18 前項の規定において、工事費内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。
- 19 入札執行者は必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することが出来るものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
- 20 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価方式にあつては同評価値の者）が２人以上であるときは、入札者が入札書に記載したくじ入力番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。
- 21 入札者は、入札後において、財務規則、設計書、仕様書、図面、契約条項、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 22 落札者は、落札の通知を受けた日から７日以内に契約担当者又はその代理人に対し契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。

- 23 落札者は、契約締結の申し出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。なお、設計金額が200万円未満の契約に当たっては、契約保証金を免除する。
- 24 調査基準価格を下回る入札を行った場合の落札者には、別に定める条件が付されるので「東温市低入札価格調査制度」を良く理解すること。
- 25 落札者が第22項に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（第23項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 26 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である場合、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者（工事担当課）と協議を行うこととする。
- 27 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

別記様式（第5項関係）

(用紙A4)

入札辞退届			
件名			
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。			
年 月 日			
住所		印	
商号又は名称			
代表者氏名			
東温市長	様		

入札参加者の注意事項について

入札（見積）に当っては、東温市財務規則（平成16年東温市規則第36号）、入札者心得及び契約条項を熟知するとともに、特に下記の事項に留意して入札に参加願います。

記

- 1 刑法に抵触することなく、かつ独占禁止法等関係法令を遵守し、入札の公正、公平を害するような行為を行わないこと。
- 2 入札指名業者は、指名後連合して会合する等疑惑を招く行為を慎むこと。もし、事実が判明した場合は、指名の取消し及び入札の執行を中止することがある。また、契約締結後であっても、不正の事実が判明した場合には契約を解除することがある。
- 3 入札に当たっては、設計図書、関係書類及び現場等を熟知した上で、見積を行い、適正な価格で入札すること。特に建築工事等においては、設計図を十分に確認し、適正な施工に当たって必要な見積を行うとともに、疑義ある場合は事前に回答を求めるなど良く理解した上で入札すること。
- 4 入札、落札者の決定の方法については、「落札決定に当っては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」となっているので注意すること。

（ 参 考 ）

入 札

課税業者は、税抜きの金額（見積もった契約希望金額の110分の100）を入札書に記載する。

免税業者についても、課税業者と同一の間尺で比較することができるよう110分の100の金額を入札書に記載する。

落 札 決 定

実務上は、予定価格に110分の100を乗じて得た額（入札書比較価格）の範囲内で最低の価格を入札書に記載した者を落札者とする。

契 約 締 結

契約書に記載する請負代金額は、入札書に記載された金額に10%加算した金額とする。

- 5 工事請負契約書においては、請負金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者が免税業者である場合は免税業者届出書を直ちに提出のこと。

“入札参加者の皆さんへ” 十分にご理解の上、入札にご参加下さい。

《東温市低入札価格対策等について》

1 目 的

本市が発注する公共工事の良質な工事の施工確保を目的として、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を実施する。

2 概 要

設計金額200万円を超え5,000万円未満の建設工事に最低制限価格制度を適用し、最低制限価格を下回った入札は失格とする。ただし、総合評価落札方式により落札者を決定する場合には適用しない。

設計金額5,000万円以上の建設工事及び総合評価落札方式により落札者を決定する場合に低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かを調査し、落札者を決定する。（予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上であれば直ちに落札者として決定。）

3 最低制限価格・調査基準価格の算出方法（税抜き）

- ・ 次の算式により個々の工事ごとに算出

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68+その他の経費×0.875

- ・ ただし、前記により算出した価格が

予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10を最低制限価格・調査基準価格とする。

4 最低制限価格制度の手順

- ① 予め設定された最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の者の中から最低価格入札者を落札者として決定する。
- ② 上記により落札者となれなかった者は、当該入札が不調に終わった場合において、再度の入札には参加できない。

5-1 低入札価格調査制度の手順

- ① 予め設定された調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留する。
- ② 調査対象者の工事費積算内訳書を別表1の判断基準に照らし、詳細調査を実施するか否かを判定し、基準を一つでも満たさない場合は失格として扱う。
- ③ 入札執行者は、工事発注課と協議し調査対象者（代表者及び積算者）から別表2に掲げる書類の提出を求め、事情聴取、関係機関への照会等により調査を実施する。
- ④ 調査結果に基づき、契約の履行が可能か否かを判断し、落札者を決定する。
- ⑤ 上記により落札者となれなかった者は、当該入札が不調に終わった場合において、再度の入札には参加できない。

5-2 契約事務等の留意事項

- ① 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合、入札執行者は、直ちに最低価格入札者（総合評価方式にあっては最高の評価値の者）に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知する。また、この場合、当該入札に係る工事については、重点的な監督業務の実施及び厳格な検査の実施等、適正な工事執行に留意すること。
- ② ①により落札決定した者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- ア 契約保証金は請負代金額に10分の3を乗じて得た額以上とすること。
- イ 前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内とすること。
- ウ 中間前金払は請負代金額の10分の1に相当する額以内とすること。
- エ 建設業法第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務付けられている工事において、同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務付けられている請負額4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者（同項ただし書の規定の運用を受ける場合にあつては、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない管理技術者補佐）又は主任技術者とは別に、同等（同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該監理技術者と同等）の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。専任が義務付けられていない請負額4,500万円未満（建築一式にあつては9,000万円未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求める。なお、必要な技術者を配置できないときは、当該入札は無効とする。

6 その他

錯誤による入札（民法第95条：いわゆる桁間違い）、公正な取引の秩序を乱すおそれがある入札（地方自治法施行令第167条の10第1項後段：いわゆる1円入札等）については、それぞれの根拠法令に基づき、入札執行者の判断で、当該入札を無効とし、次順位者を落札者とすることも可能であるが、入札行為の安定性が損なわれることのないよう入札の状況、入札者の意思等を十分に確認し、慎重に取り扱うこととする。

別表 1（５－１の②関係）「工事費積算内訳書の検討に係る判断基準」

低入札価格調査制度における工事費積算内訳書の内容検討に際して、以下の判断基準を１つでも満足しない場合は失格として扱い、全てを満たした場合のみ詳細調査を行うものとする。

- ①数量は設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- ②材料、製品は設計仕様に合致した品質、規格を有すること。
- ③労務単価は法定最低賃金を下回っていないこと。
- ④建設廃棄物は適正な処理方法、処理費用が計上されていること。
- ⑤直接工事費は、発注者が設計した直接工事費の９０％以上であること。
- ⑥共通仮設費は、発注者が設計した共通仮設費の８０％以上であること。
- ⑦現場管理費は、発注者が設計した現場管理費の８０％以上であること。
- ⑧一般管理費は、発注者が設計した一般管理費の３０％以上であること。
- ⑨その他の経費は、発注者が設計したその他の経費の６９％以上であること。

別表 2（５－１の③関係）「提出資料・事情聴取等内容」

- 1 工事費積算内訳書及び過去３ヵ年分の貸借対照表、損益計算書並びに下記事項を説明するに足る資料
- 2 その価格により入札した理由
- 3 契約対象工事付近における手持工事の状況
- 4 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- 5 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- 6 手持資材の状況
- 7 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 8 手持機械数の状況
- 9 労務者の具体的供給見通し
- 10 過去に施工した公共工事名、発注者及び成績状況
- 11 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- 12 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- 13 第１次下請の予定業者名及び予定下請金額
- 14 その他発注者側が必要とする事項